

## 令和7年12月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年12月22日(月) 午後3時00分～午後4時15分

2.開催場所 三芳町役場 201会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第99号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第100号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第101号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第91号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第92号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

報告第93号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

報告第94号、1、農地法施行規則第53条第1項第6号の規定による地方公共団体が設置する  
道路敷地に供するための権利設定の件(報告)

5.農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 大久保 淳 主幹 江田 直也

主事 三浦 涼太 主事 石原 栄 主事補 清水 大輝

## 6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。  
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に矢島秀信委員、鈴木浩之委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第99号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり  
議案第100号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり  
議案第101号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
報告第91号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第92号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第93号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり  
報告第94号、1、農地法施行規則第53条第1項第6号の規定による地方公共団体が設置する道路敷地に供するための権利設定の件(報告)、別紙のとおり

令和7年12月22日提出  
三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行  
以上でございます。

会長 議案第99号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。  
議案第99号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。  
番号1につきましては、  
所在が○○○○の1筆となります。  
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。  
面積は1,328m<sup>2</sup>であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が○○○○、○○○○  
転貸人が○○○○、○○○○  
借人が○○○○、○○○○  
権利の始期と終期ですが、

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機4台、トラクター1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、チンゲンサイ、小松菜となります。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

12番委員 現地の確認をしてきました。

中間管理への切り替えということで新規と記載がありますが、以前より利用権設定で作付けをしていた方の継続の案件となります。

畠はきれいに管理されており、白菜、大根、ブロッコリーなどが作付けされておりました。

借人を訪問し話を伺ったところほうれん草の出荷準備をしていました。

今後はほうれん草、チンゲンサイ、小松菜を作付け予定とのことです。

審議の程よろしくお願ひします。

会長 議案第99号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので議案第99号番号1は意見無しとします。

議案第99号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度1ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○の計6筆となります。

所在につきましては、4ページから9ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。

面積は上から2,266m<sup>2</sup>、2,050m<sup>2</sup>、5,304m<sup>2</sup>、4,301m<sup>2</sup>、2,210m<sup>2</sup>、1,766m<sup>2</sup>、の計17,897m<sup>2</sup>であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が○○○○、○○○○

転貸人は番号1と同一のため省略いたします。

借人が○○○○、○○○○

権利の始期と終期ですが、

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機4台、トラクター6台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ねぎ、キャベツ、にんじん、さといも、小松菜、ブロッコリーとなります。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 本案件も中間管理への切り替えの案件となっております。

現地はネギが作付けられており、ブロックの片づけをしているところでした。

ネギをメインに幅広く耕作している方なので問題ないと思います。

慎重審議の程よろしくお願ひします。

会長 議案第99号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので議案第99号番号2は意見無しとします。

議案第100号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページをご覧ください。

議案第100号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が○○○○の1筆となっております。

所在につきましては、12ページから14ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となっております。

面積は2,033m<sup>2</sup>となっております。

譲渡人は○○○○、○○○○

譲受人は○○○○、○○○○となっております。

譲渡人の経営面積は2,033m<sup>2</sup>、

譲受人の経営面積は6,745.05m<sup>2</sup>となります。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

○○○○は、トラクター2台、耕耘機2台、トラック2台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め2名と記載されております。

主たる経営作物は、にんじんとなっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上の従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め2名が満たしております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 現地の確認をしてまいりました。

草もなくきれいに耕耘されていて、すぐにでも耕作が可能な畠でした。

近隣の方に話を聞いたところ譲受人は一生懸命農業をやっているという話も聞けたため問題ないと思われます。

審議の程よろしくお願ひします。

会長 議案第100号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第100号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 再度10ページをご覧ください。

番号2につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が○○○○の1筆となっております。

所在につきましては、15ページから16ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振地域となっております。

面積は283m<sup>2</sup>となっております。

譲渡人は○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

譲受人は○○○○、○○○○となっております。

譲渡人の経営面積は283m<sup>2</sup>、

譲受人の経営面積は419m<sup>2</sup>となります。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

○○○○は、耕耘機1台を所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め3名と記載されております。

主たる経営作物は、ほうれん草となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上の従事要件についてですが、申請書によりますと1名が満たす予定となっております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地確認及び譲受人に話を聞いてきました。

譲渡人は自身で管理が難しく荒れてしまう前に近隣の農地を所有している方に譲りたいと考えており、譲受人に話を持ち出したということです。

現地はきれいに管理されており譲受人が現在所有している農地に接している畠のことです。譲受人の現在所有している畠は接道しておらず、この畠を買うことで道路と接することができるということでした。

今後はほうれん草を作付け予定とのことです。

審議の程よろしくお願ひします。

会長 議案第100号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。  
議案第100号番号3番号4、及び議案第101号番号1について、○○○○委員が  
関係者となりますので一時退席をお願いします。  
議案第100号番号3番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページをご覧ください。  
番号3番号4につきましては、譲受人が同一のため一括で説明します。  
番号3、及び番号4については、権利が所有権の移転となっております。  
番号3の所在は○○○○の1筆  
番号4の所在は○○○○の1筆となっております。  
所在につきましては、17ページから20ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畠であり、どちらも農振地域となっております。  
番号3の面積は3, 377m<sup>2</sup>  
番号4の面積は674m<sup>2</sup>であり、合計4, 051m<sup>2</sup>となっております。  
番号3の譲渡人は○○○○、○○○○  
番号4の譲渡人は○○○○、○○○○  
譲受人は○○○○、○○○○ となっております。  
番号3の譲渡人の経営面積は3, 377m<sup>2</sup>、  
番号4の譲渡人の経営面積は1, 668m<sup>2</sup>、  
譲受人の経営面積は19, 410.01m<sup>2</sup>  
となります。  
続いて許可要件について説明いたします。  
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、  
という全部効率利用要件について、  
○○○○は、トラクター2台、耕耘機5台、トラック2台などを所有しており、農業を  
営む環境にあると申請書より判断しております。  
労働力は、申請者を含め5名と記載されております。  
主たる経営作物は、カブ、トマト、パプリカとなっております。  
また、農作業の従事要件、年間150日以上の従事要件についてですが、申請書に  
よりますと申請者含め4名が満たしております。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 現地確認をしてきました。  
草の管理はされており、譲受人の営農状況につきましても問題ございません。  
審議の程よろしくお願ひします。

会長 議案第100号番号3及び番号4について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、許可とします。  
議案第101号番号1について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 21ページをご覧ください。  
議案第101号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。  
番号1につきましては、  
権利が所有権の移転となっております。  
所在が○○○○、○○○○の計2筆となります。  
所在につきましては、22ページから23ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畠であり、  
面積は上から471m<sup>2</sup>、523m<sup>2</sup>の計994m<sup>2</sup>となっております。  
譲渡人が○○○○、○○○○  
譲受人が○○○○、○○○○  
申請事由が、自己用住宅となっております。  
詳しい土地の選定理由ですが、申請者は現在家族4人で生活しており、長男も農家を継いでいるため、結婚後2世帯で生活できる家に建替を検討しておりました。  
現在の自宅の前面道路は歩道が整備されておらず、車の交通量も多く、カーブしており、安全面を考えると移転も視野に検討せざるを得ない状況でした。  
そんな中、付近の用地面積約6,000m<sup>2</sup>の農地を所有者2名から譲っていただける話があり、農住一体利用が可能なため申請したことです。  
詳しい土地利用計画図、平面図・立面図につきましては、24ページから28ページをご覧ください。  
続きまして、29ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。  
こちら立地基準につきまして、農地区分は第2種農地となります。  
第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりませんが、申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。  
また、一般基準についてご説明いたします。  
資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。  
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しております、支障はないと考えております。  
また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。  
事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 9番委員 先ほどの3条の畠と隣接した場所です。砂川堀の脇に入る私道があり、私道も含め購入されるとのことです。

現在の住宅について先ほど事務局から説明がありましたが、家及び農地の隣に倉庫が建っており、冬の時期ですと13時ごろから影になってしまうのを確認しております。ビニールハウスが4棟ありますが、半分ほど影になっており、以前より移転を考えていたと伺っております。

慎重審議の程よろしくお願ひします。

会長 議案第101号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

議案第100号番号3、番号4及び議案第101号番号1について、審議が終了しました。○○○○委員に席にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。

これよりは報告案件となります、事務局より報告をお願いします。

事務局 30ページをご覧ください。

報告第91号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1につきまして、権利は、所有権の移転です。

所在は○○○○の1筆となっております。

所在等につきましては、31ページから34ページまでの案内図、公図の写し、平面図、立面図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠で、当該地は市街化区域です。

面積は1,202m<sup>2</sup>となっております。

譲渡人は、○○○○、○○○○

○○○○、○○○○

譲受人は、○○○○、○○○○

申請事由は、看護師寮として受理済みです。

35ページをご覧ください。

報告第92号は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

36ページから41ページの別紙1をご覧ください。

報告第92号番号1につきましては、

総筆数113筆、総面積200,532.94m<sup>2</sup>となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借となっております。

貸人が○○○○、○○○○

借人が○○○○、○○○○となっております。

つづきまして、

42ページの別紙2をご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による使用貸借権の設定です。

○○○○については

貸人が○○○○、○○○○

借人は同一のため省略いたします。

権利の始期と終期は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間となります。

本案件の農地の全体図、案内図は43ページから54ページをご覧ください。

なお、こちらの利用状況報告書につきましては届出受理済であり、

業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数や現況の農地の管理状況については報告書及び現場確認にて問題ない旨確認済みでございます。

続きまして55ページをご覧ください。

報告第93号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和7年9月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が○○○○、○○○○の計2筆となります。

所在につきましては、56ページから57ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。

面積は上から857m<sup>2</sup>、1,865m<sup>2</sup>の計2,722m<sup>2</sup>であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、○○○○、○○○○

借人が、○○○○、○○○○

権利の始期と終期ですが、

令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間となります。

番号2につきましては、

所在が○○○○の1筆となります。

所在につきましては、58ページから59ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。

面積は2,035m<sup>2</sup>であり、権利が貸借権の設定です。

貸人は、番号1と同一のため省略します。

借人が、○○○○○○○○

権利の始期と終期ですが、

令和7年12月1日から令和13年11月30日までの6年間となります。

公告日は番号1、番号2ともに令和7年11月27日となります。

続きまして60ページをご覧ください。

報告第94号は、農地法施行規則第53条第1項第6号の規定による地方公共団体が設置する道路敷地に供するための権利設定の件についてです。

三芳町が道路拡幅事業に伴い使用貸借を行ったものです。

所在につきましては、案内図を61ページに添付しておりますのでご覧ください。

使用貸借を契約した土地は

○○○○、登記簿上の総面積が14m<sup>2</sup>で、実測面積が14.31m<sup>2</sup>、

○○○○、登記簿上の総面積が12m<sup>2</sup>で、実測面積が12.09m<sup>2</sup>、

であり合計26.40m<sup>2</sup>となります。

どちらも○○○○、○○○○より借りております。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 8 年 1 月 26 日

議長 長谷川 清行

署名委員 矢島 秀信

署名委員 鈴木 浩之